

平成23年度 高年齢者雇用開発コンテスト

わが国においては、2012年から団塊の世代が65歳に到達しはじめ、現在既に主要国で最も高い水準にある65歳以上人口の割合は、2013年には約25%、2025年には約30%、2050年には約40%と急激に上昇していくと見込まれます。一方、社会を支える生産年齢人口は毎年70～80万人減少しており、2012年から2014年にかけては1年に約110万人ずつ減少することとなります。

このような生産年齢人口の減少の本格化と一層の高齢化が同時進行する時代に、経済・社会の活力を維持し、安心・安定した生活を実現するためには、あらゆる人が意欲と能力に応じて働き、社会の支え手となる「全員参加型」社会を構築する必要があり、特に高齢労働者の活躍の場の拡大が課題となっています。

そのためには、高年齢者の雇用環境の整備を促進し、希望者全員が65歳まで、さらには実情に応じて65歳を超えて70歳あるいは年齢に関わりなく働き続けることのできる制度の一層の普及を図ることが重要です。

このため、高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が行った創意工夫の事例を募集し、優秀事例について表彰するとともに、国民及び企業に広く周知することにより、わが国における高年齢者雇用の推進に資することを目的とするものです。

主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

I. 募集テーマ

高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が創意工夫を行った以下に掲げる事例を募集します。

テーマ	内 容
1. 制度面に関する改善	人事・賃金管理、組織改編等
2. 能力開発に関する改善	新たな技能の習得を容易にするための教育訓練、技能継承等
3. 作業施設等の改善	作業方法、作業設備・機器の改善、治工具類の整備・改善
4. 新職場、職務の創出等	高年齢者雇用のための新たな職場や職務の創出
5. ワークシェアリング等	勤務時間・日数等ワークシェアリング等による働き方の工夫
6. 70歳まで働ける場の確保	70歳まで働ける場の確保を行った創意工夫・改善
7. 健康管理・安全衛生、その他	健康管理・安全衛生管理・福利厚生、高年齢者のモチベーション向上、その他上記1～5以外の高年齢者雇用に関する改善
8. 高年齢者と障害者がともに働きやすい職場	高年齢者と障害者がともに働きやすい職場とするための上記1～7に関する改善等

II. 応募方法

1. 応募書類等

イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等を添付して下さい。

※ 応募する事例は、上記募集テーマの1～8の全部又は一部とします。

ロ. 応募様式は、各都道府県の（独）高齢・障害者雇用支援機構 高齢・障害者雇用支援センターにて、紙又は電子データにより配布します。また、機構のホームページから入手できます。（URL <http://www.jeed.or.jp>）

ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日

平成23年6月30日（木）必着

3. 応募先

各都道府県の（独）高齢・障害者雇用支援機構 高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

Ⅲ. 応募資格等

1. 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とします。
2. 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がない企業等とします。
3. 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入しており、高年齢者が能力を十分に発揮し、いきいきと働くことのできる職場環境にするために創意工夫がなされている企業等であって、次のいずれに該当することとします。
 - イ. 65歳を超える従業員1名以上が実際に就業している企業等
 - ロ. 70歳まで働ける場を確保している企業等

Ⅳ. 賞

最優秀賞 (厚生労働大臣表彰)	1 編
優秀賞 (厚生労働大臣表彰)	2 編
特別賞 (厚生労働大臣表彰)	3 編

上記のほか、

優秀賞 (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰)	若干編
部門別賞 (同機構理事長表彰)	若干編
奨励賞 (同機構理事長表彰)	若干編
努力賞 (同機構理事長表彰)	若干編

Ⅴ. 審査委員

上林 千恵子	法政大学社会学部 教授
神谷 聖志	ものづくり大学 教授
神代 雅晴	産業医科大学 教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部 教授
山口 浩一郎	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
中沖 剛	厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部長
小林 利治	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 理事長

Ⅵ. 審査結果発表

平成23年10月(月上旬)予定(入賞企業等には直接ご通知いたします。)

(独) 高齢・障害者雇用支援機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページに掲載します。

Ⅶ. 著作権等

応募作品の著作権及び使用権は、厚生労働省及び(独) 高齢・障害者雇用支援機構に帰属することとします。

また、入賞企業の事例につきましては、厚生労働省及び(独) 高齢・障害者雇用支援機構等の啓発活動を通じて広く紹介させていただきます。

Ⅷ. 問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 雇用推進・研究部研究開発課
〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11番1号(ニューピア竹芝ノースタワー)
TEL: 03-5400-1656 E-Mail: tkjyoke@jeed.or.jp
各都道府県の高齢・障害者雇用支援センター